

一般駐車場管理規程

(平成 16 年 4 月 1 日 規程第 29 号)

改正 平成 18 年 12 月 13 日 規程第 11 号(ア)

改正 平成 19 年 6 月 29 日 規程第 13 号(イ)

改正 平成 19 年 9 月 26 日 規程第 17 号(ウ)

改正 平成 20 年 9 月 30 日 規程第 7 号(エ)

改正 平成 21 年 5 月 7 日 規程第 3 号(オ)

改正 平成 23 年 9 月 23 日 規程第 12 号(カ)

(目的)

第 1 条 この規程は、駐車場法（昭和 32 年法律第 101 号）に基づき、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）が設置する一般駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(契約の成立)

第 1 条の 2 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。(ウ)

(駐車場の名称等)

第 2 条 駐車場の名称、駐車場管理者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(駐車できる車両)

第 3 条 駐車場に駐車することができる車両は、別表第 2 に掲げる車両（積載物及び取付物を含む。以下同じ。）とする。(ウ)

(供用時間)

第 4 条 駐車場の供用時間は、24 時間とする。

(利用期間)

第 4 条の 2 利用者は、会社に事前に届け出る場合を除き、入車日から起算して引き続き 20 日を超えて、同一の車両を駐車してはならない。(ウ)

(供用の休止等)

第 5 条 会社は、次の各号の一に該当するときは、駐車場の全部又は一部について供用を休止し、車路の通行止等を行い、駐車位置を変更し又は駐車車両の退避を要請することができる。(ウ)

- (1) 災害又は事故により駐車場の施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。
- (2) 保安上供用の継続が適当でないとき。

- (3) 工事、清掃等を行うため必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

(駐車場の出入)

第6条 会社は、駐車場入口において利用者に対し駐車票（別紙様式1）を交付するものとする。(ウ)

2 会社は、駐車場出口において駐車票を回収し、所定の額の現金若しくは回数駐車券を収受し、又はクレジットカードをクレジット端末機により処理した後、領収書を交付して出車させるものとする。(ウ)

3 利用者は、会社が駐車票の提示を求めたときは、これに応じなければならない。

(出車申請)

第7条 会社は、駐車票を紛失し、又は滅失した旨の申出があったときは、出車申請書（別紙様式2）を提出させ、当該申請が適正であると認めるときは、出車申請の手数料100円（消費税及び地方消費税を含む。）と駐車料金を徴収して出車させるものとする。(ウ)

(駐車場内の通行)

第8条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。(ウ)

- (1) 速度は、毎時8キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (4) 標識、標示及び道路交通関係法令に定める事項に従い通行すること。(ウ)
- (5) その他会社の指示に従うこと。(ウ)

(禁止行為)

第9条 駐車場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出入車時以外に原動機をみだりに作動させること。(ウ)
- (2) 駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (3) 車両に燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き出すこと。
- (4) 利用者以外の者が、駐車場に立ち入ること。
- (5) 他の利用者の駐車位置、事務室、料金所、機械室、倉庫等にみだりに立ちいること。
- (6) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (7) 所定の容器以外に物を捨てること。
- (8) 車両内で宿泊すること。(ウ)
- (9) 物品の販売、陳列、文書の配布、掲示等を行うこと。
- (10) 募金、署名運動、宣伝又は演説を行うこと。(ウ)
- (11) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、会社の業務又は他の利用者の妨げとなる行為をすること。

(退去等)

第10条 会社は、前条の規定に違反した者及び次条各号の一に該当する車両に対し、駐車場からの退去等の措置を講ずることができる。(ウ)

(入車拒否)

第11条 会社は、駐車場が満車である場合において入車を拒否するほか、入車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、入車を拒否することができる。(ウ)

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガスを等を出すとき。
- (3) 非衛生的な物を積載し、取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすとき。
- (4) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき。
- (5) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (6) その他駐車場の管理上特に支障があるとき。

(出車拒否)

第12条 会社は、出車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、出車を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車票を返納しないとき。
- (2) 利用者が出車時に所定の額の駐車料金を納付しないとき。
- (3) その他駐車場の管理上支障があるとき。(ウ)

(事故の届出、応急措置)

第13条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、ただちに、会社に届け出なければならない。

- (1) 駐車場において交通事故を起こしたとき。
 - (2) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
 - (3) 車両に異常を発見したとき。
 - (4) 駐車場において、交通事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。
- 2 会社は、前項の届出があったとき、又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 利用者は、前項の規定により会社のとる措置に協力するものとする。

(駐車時間)

第14条 駐車時間は、入車時刻から出車時刻までの時間とする。(ウ)

(駐車料金)

第15条 駐車料金は、別表第3に掲げるとおりとする。(ウ)

- 2 身体障害者等が、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳又は、それらに準じる手帳等を呈示の上、料金の支払いを申し出たときは、前項の規定にかかわらず、当該身体障害者等の利用に係る駐車料金を別表第3に掲げる料金に100分の50を乗じて得た額と

する。ただし、身体障害者等本人が駐車料金を負担しないとき及び駐車料金の支払いを回数駐車券によって行うときは、この限りではない。(ウ)

(駐車料金の徴収猶予)

第16条 会社は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第12条第2号の規定にかかわらず、駐車料金の徴収を猶予して出車させることができる。

(回数駐車券及びプリペイドカード)

第17条 会社は、別表第4に掲げる料金で表示金額分が利用できる回数駐車券及びプリペイドカードを発行することができる。(オ)

2 回数駐車券の使用期間は、その発行の日から6箇月とする。

3 回数駐車券及びプリペイドカードは、払戻し又は再発行しないものとする。(オ)

4 利用者が回数駐車券及びプリペイドカードを改ざんし、又は不正に使用した時は、これを没収する。(オ)

(不正利用に対する割増駐車料金)

第18条 会社は、利用者が不正な方法により駐車料金の全部又は一部の支払いを免れたときは、駐車料金及び免れた金額の2倍に相当する割増駐車料金を徴収するものとする。

(ウ)

(引取りの請求)

第19条 利用者が、会社に事前に届け出ることなく第4条の2に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、会社は、直ちに、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、会社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。(ウ)

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は会社の過失なくして利用者を確認することができないときは、会社は、入車日から起算して45日経過後、車両の自動車検査証に記載された所有者及び使用者（以下「所有者等」という。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により会社が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、会社に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。(ウ)

3 前2項の請求を書面により行う場合は、会社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。(ウ)

4 会社は、入車日から起算して45日経過後、車両について生じた損害については、会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。(ウ)

(車両の調査)

第20条 会社は、前条第1項及び第2項に規定される場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(ウ)

(車両の移動)

第21条 会社は、第19条第1項及び第2項に規定される場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、入車日から起算して90日経過後、車両を他の場所に移動することができる。この場合において、移動にかかる費用等は利用者及び所有者等が負担するものとする。(ウ)

(車両の処分)

第22条 会社は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は会社の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者及び所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、入車日から起算して90日経過後、期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から90日を経過した後、利用者及び所有者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用に満たないことが明らかである場合は、利用者及び所有者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。(ウ)

2 会社は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者及び所有者等に対し通知し又は駐車場において掲示する。(ウ)

3 会社は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者及び所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者及び所有者等に返還するものとする。(ウ)

(損害賠償)

第23条 会社は、次の各号によって生じた車両又は利用者の損害については、会社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。(ウ)

(1) 自然災害その他不可抗力による事故。(ウ)

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故。(ウ)

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。(ウ)

(4) 第5条に規定される供用休止等。(ウ)

(5) 第13条第2項に規定にされる会社が講じた措置。(ウ)

(6) 第20条に規定される車両の調査。(ウ)

(7) 第21条に規定される車両の移動。(ウ)

2 利用者は、故意又は過失により、駐車場の施設又は器物を滅失、き損又は汚損することにより会社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。(ウ)

(実施に関し必要な事項)

第 24 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。(ウ)

附 則 (平成 16 年 4 月 1 日 規程第 29 号)
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 12 月 13 日 規程第 11 号) (ア)
この規程は、平成 18 年 12 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 29 日 規程第 13 号) (イ)
この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 9 月 26 日 規程第 17 号) (ウ)
この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 9 月 30 日 規程第 7 号) (エ)
この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 7 日 規程第 2 号) (オ)
この規程は、平成 21 年 5 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 23 日 規程第 12 号) (カ)
この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係)(イ)(エ)

駐 車 場 名	第1駐車場、第2駐車場ビル南棟A・北棟A、第5駐車場、貨物駐車場ビルA、大型バス駐車場
駐車場管理者の名称	成田国際空港株式会社
主たる事務室の所在地	千葉県成田市古込字古込1番地1
代 表 者 氏 名	代表取締役社長 森中 小三郎
代 表 者 住 所	千葉県成田市古込字古込1番地1

別表第2(第3条関係)(エ)(オ)(カ)

駐 車 場 名	車両の種類	制限基準(単位:メートル)			入車又は出車できる時間
		幅	高 さ	長 さ	
第1駐車場	大型自動車	以内 2.5	以内 3.8	以内 12	24時間
	普通自動車	2.1	3.8	6	
	自動二輪車	—	—	—	
第2駐車場 ビル南棟A ・北棟A	普通自動車	2.2	2.3	5.7	
	自動二輪車	—	—	—	
第5駐車場	普通自動車	2.2	2.3	5	
	(立体駐車場内)	(2.2)	(2.1)	(5)	
貨物駐車場 ビルA	普通自動車	1.9	2.3	5	
	自動二輪車	—	—	—	
大型バス 駐車場	大型自動車	2.5	3.8	12	
	普通自動車	2.1	2.5	6	

別表第3(第15条関係)

1 大型自動車の時間駐車(第1駐車場に限る。)に係る料金は、次の表に掲げるとおりとする。(オ)(カ)

	単 位	大型自動車
時間駐車	最初の3時間30分まで30分ごとに	円 500
	3時間30分を超える24時間まで(定額)	4,000
	24時間を超える120時間まで24時間ごとに	4,000
	120時間を超える24時間ごとに	1,000

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 大型自動車の時間駐車(大型バス駐車場に限る。)に係る料金は、次の表に掲げると

おりとする。(オ)(カ)

	単 位	大型自動車
時間駐車	最初の3時間30分まで30分ごとに	円 400
	3時間30分を超える24時間まで(定額)	3,000
	24時間を超える120時間まで24時間ごとに	3,000
	120時間を超える24時間ごとに	1,000

(消費税及び地方消費税を含む。)

3 自動二輪車の時間駐車(第1駐車場、第2駐車場ビル南棟A・北棟A及び貨物駐車場ビルAに限る。)に係る料金は、次の表に掲げるとおりとする。(オ)(カ)

	単 位	自動二輪車
時間駐車	最初の30分まで	円 70
	30分を超える3時間30分まで30分ごとに	80
	3時間30分を超える24時間まで(定額)	600
	24時間を超える120時間まで24時間ごとに	600
	120時間を超える24時間ごとに	250

(消費税及び地方消費税を含む。)

4 普通自動車の時間駐車(第1駐車場、第2駐車場ビル南棟A・北棟A及び貨物駐車場ビルAに限る。)に係る料金は、次の表に掲げるとおりとする。(オ)(カ)

	単 位	普通自動車
時間駐車	最初の3時間30分まで30分ごとに	円 250
	3時間30分を超える24時間まで(定額)	2,000
	24時間を超える120時間まで24時間ごとに	2,000
	120時間を超える24時間ごとに	500

(消費税及び地方消費税を含む。)

5 普通自動車の時間駐車(大型バス駐車場、第5駐車場に限る。)に係る料金は、次の表に掲げるとおりとする。(オ)(カ)

	単 位	普通自動車
時間駐車	最初の3時間30分まで30分ごとに	円 200
	3時間30分を超える24時間まで(定額)	1,500
	24時間を超える120時間まで24時間ごとに	1,500

120時間を超える24時間ごとに	500
------------------	-----

(消費税及び地方消費税を含む。)

別表第4 (第17条関係) (オ)

	表示金額 (枚)	1冊の枚数	料金 (額)
回数駐車券	円 230	枚 20	円 4,600
	10	46	
プリペイドカード	円 5,500	—	円 5,000
	円 11,000	—	円 10,000